

3 志 賀 昇 議 員

- 1 環境対策について
- 2 企業誘致について
- 3 町有財産の管理について



1 環境対策について

岩内町における、有害鳥獣対策については、主に農産物等の被害防止と環境保全のため、毎年度農林水産業費や衛生費の中で、補助金等として予算計上され、取り組まれており、昨年の駆除実績は、カラス60羽、キツネ3頭、エゾシカ28頭、アライグマ50頭、と報告されておりますが、このような状況の中、今一番望まれている環境対策として、近年特にカラスの生息数は激増状態にあり、一例で申し上げますと、最近の夕暮れ時は、旧中央小学校体育館の屋根の上と屋上防護柵に羽を休めていること、さらに町内各所の道路交差点付近の電線に、音楽の五線で描く音符のような状態で、数え切れない程のカラスが羽を休め、糞をアスファルト道路に落としており、環境上からも非常に不衛生の状況にあると共に、このような状態の箇所は、町内各所で見受けられ、早期の対策が望まれております。また、住民の間では、カラスによるゴミの散乱に悩まされ、春の子育て時期には、人間に襲撃を加えるなど様々な問題が発生している状況であります。

このような状況のもと、カラス駆除対策としての、過去の取り組みを見てみますと、北海道猟友会岩内支部及び岩内町有害鳥獣駆除協力会の協力を得て、昭和63年頃に遡りますが、大浜のゴミ捨て場にカラスのおとり囲いを設置し大きな成果を上げその実績は単年度で1,300羽を駆除したと聞いております。増え続けた現在住民生活に最も密着している環境対策として、駆除を実施すべきと考えます。しかし、有害鳥獣であっても、生態系は十分配慮しなければならないものと考えますので、実施する際には、十分に調査検討を行い、駆除すべきと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1項めは、増え続けたカラス駆除対策について、私は平成24年に質問しておりますが、それ以降の取り組み状況と成果についてお伺いいたします。

2項めは、近年キツネは、市街地に時々出没することがあり、町民との距離が狭くなり、人との接触によるエキノコックス感染が、心配されていることから、どのような対策を講じているのかお伺いいたします。

3項めは、アライグマについても増え続けていることから、最近5か年の被害状況と駆除数の状況についてお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

環境対策について、3項目のご質問であります。

1項めは、カラス駆除対策について、平成24年以降の取組状況と成果についてであります。

カラスにつきましては、生態系を形成する生き物として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護されておりますが、ご指摘のとおり、道道岩内洞爺線と町道八幡通りの交差点付近の電線や、町民体育館の屋根などには、夕刻になると相当数のカラスが確認され、さらに、春先の繁殖期には威嚇されるなどの人的被害、糞やゴミの散乱など、生活環境被害の報告を受けているところであります。

こうした状況の中、町といたしましては、関係法令に基づき岩内町鳥獣被害防止計画を策定するとともに、捕獲の実働部隊である岩内町鳥獣被害対策実施隊を平成25年に結成し、農作物や生活環境に被害が及び、防除策では対応できない場合には、カラスを含めた対象鳥獣の捕獲活動により、個体数の調整に努めております。

また、駆除が困難な高木の巣や雛などの除去作業につきましても、関係法令に基づき、町が従事者に許可証を交付し、生活環境被害等を未然に防ぐ処置に取り組んでいるところであります。

なお、町全体における直近3か年の駆除実績につきましては、平成29年度77羽、平成30年度46羽、令和元年度は60羽であります。

これらのカラス対策につきましては、各自治体共通の問題でもあり、先進事例を検証するも生態については不明な部分が多く、捕獲による個体数管理には限界も見受けられることから、これまでの捕獲、駆除の取り組みに加え、カラスと人との摩擦が生じにくい環境づくりが必要であります。

いずれにいたしましても、問題解決には労力と時間がかかるという認識のもと、計画に基づく鳥獣被害対策実施隊による農作物等被害対策と、巣や雛などの駆除による個体数の増加抑制のほか、カラスと餌の分離という根本的な観点から、ゴミ及びゴミステーションの適正管理やゴミ捨てマナーの周知徹底、さらには、電力通信事業者が所有する電線・電柱の防鳥対策工事の要請など、今後も北海道や岩内警察署などの関係機関とも連携を図りながら、必要な措置について適切かつ継続的に取り組んでまいります。

2項めは、市街地に出没するキツネによるエキノコックス感染に、どのような対策を講じているのかについてであります。

キツネにつきましても、カラスと同様、鳥獣保護管理法の規定により、原則、駆除することができない動物となりますが、農作物等への被害も報告されていることから、鳥獣被害対策実施隊及び北海道猟友会岩宇地区支部会員により、箱わなを設置するなどの捕獲活動を行っております。

しかしながら、市街地における目撃報告を多数受けているところであり、キツネ対策の取り組みといたしましては、駆除のほか、エキノコックス症感染防止対策及び衛生対策を講じているところであります。

具体的な対策といたしましては、エキノコックス症に関する正しい知識の普及啓発や、エキノコックス症血液検査の実施。キツネに餌を与えたり、体毛や糞には触れないなどの衛生教育。さらには、餌となる生ゴミなどのゴミ出し時間帯やゴミステーションの管理徹底、ゴミのポイ捨て禁止についてのマナーや

モラルの周知などを行っているところであります。

3項めは、アライグマについても増え続けていることから、最近5か年の被害状況と駆除数の状況についてであります。

被害状況については、平成27年と平成28年は、把握しておりませんが、平成29年は、被害総額約48万円、平成30年は約116万円、令和元年は約5万円であります。

いずれも、農作物や家畜飼料の被害が発生しており、特に、スイートコーンや果樹が、収穫時期を前にして被害を受けている状況にあります。

次に、駆除数の状況については、平成27年は47頭、平成28年は30頭、平成29年は53頭、平成30年は76頭、令和元年は50頭であります。駆除方式については、箱わなによる駆除によるものであります。

いずれにいたしましても、カラス・キツネ・アライグマ等の鳥獣被害対策については、生態系の保護、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展とした観点を踏まえると、餌となる生ゴミの量を減らす、ゴミ出しルールを徹底することにより、人間の生活環境と野生動物の生息圏との間に一定の距離を保つことが、共存共栄できる環境となることから、今後も、引き続き、関係機関との連携を図り、地域住民への理解と協力を頂きながら、安全・安心な町づくりに寄与する必要な措置について、継続的に対応してまいります。

2 企業誘致について

日本経済は、東日本大震災の影響を受け、その被害は大津波と原発事故の二重の被害によって、経済活動が一向に進まない状況が続いている中、昨年中国武漢で発生した新型コロナにより、益々悪化の一途をたどっております。

このような経済情勢のもと、我が町も長引く不況の中、人口減少に歯止めがかからず、このままでは、衰退の一途をたどることから、喫緊の課題として、企業誘致を図り雇用の増大と税収の増加が強く望まれております。

岩内町の企業誘致については、特に海を中心とした港湾整備に多額の費用を投資した経緯もあり、貨物船などの大型船が離着岸できる岸壁と用地が整備されております。この港湾と港湾施設用地の活用を図る企業誘致が最も重要なことであり、今後の港湾を中心に岩内町が発展する礎になるものと考えております。

また、岩内町の港湾を利用した企業誘致を考えた場合、北海道の電力供給量は十分に確保できる状況にあること、さらに、平成23年からは、港湾用地の売却単価を下げ対応していることもあり、これらの優位性をセールスポイントとして、岩内港を利用した港湾施設用地に積極的に企業誘致を図るべきと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1 項めは、私は平成23年に企業誘致について、質問しておりますが、それ以降、企業誘致が進んでいないように思われますので、これまでの取り組み状況と成果についてお伺いいたします。

2 項めは、岩内町に進出した企業が定着・発展していただくための、アフターフォローをどのように進めているのかお伺いいたします。

3 項めは、過去5か年の企業進出状況をお伺いいたします。

4 項めは、過去5か年の企業訪問件数をお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

企業誘致について、4項目のご質問であります。

1項めは、平成23年に企業誘致について質問しておりますが、それ以降、企業誘致が進んでいないように思われるので、これまでの取組状況と成果についてであります。

企業誘致活動につきましては、企業訪問および企業交流機会への参加などを通して、企業動向やニーズの収集に努め、企業立地に適した売却可能町有地の選定や、民有地等の調査を踏まえ、各種助成制度などを広くPRしてきたところであります。

また、海洋深層水に代表される特徴的な地域資源をはじめ、港湾施設および工業団地の活用に関しては、大きなセールスポイントの一つとして、他地域との差別化を図ってきたところでもありますが、製造業を中心とした国内企業においては、グローバル化による海外進出が主流となるなどの社会情勢も影響し、岩内港工業団地においては、この10年間で、進出企業は1社のみという結果となっております。

2項めは、岩内町に進出した企業が定着・発展していただくための、アフターフォローをどのように進めているのかについてであります。

本町に進出した企業に対しては、定期的な企業訪問をはじめ、地元製造業の方々との情報交換の場を通じて、企業の現状を把握するとともに、地元での不安解消のため、様々な相談に対応し、企業が操業しやすい環境づくりに努めているところであります。

また、近年は、新たな企業誘致が厳しい状況にある中で、まずは、進出企業を含め、地元企業に対する支援強化が重要であると考え、設備投資等に対する公的な補助制度を有効活用できるよう、情報提供や相談業務、申請支援などに積極的に取り組んだことにより、この3年間において、補助申請件数39件、交付決定額で約1億2千万円の成果を上げているところであります。

3項めは、過去5か年の企業進出状況についてであります。

過去5年間で、雇用人数が3人以上の実績といたしましては、工業団地内では平成28年度に倉庫および製造企業1社、工業団地以外では、平成28年度にリゾート関連企業1社、平成30年度に製造企業1社の、計3社となっております。

4項めは、過去5か年の企業訪問件数についてであります。

平成27年度から29年度までの数値は、深層水の利活用促進を目的とした訪問をはじめ、企業向けの各種イベントやセミナーなどへ参加する中で、地域情報の発信や民間需要の収集を目的に面談した企業数も含め、平成27年度は、道内131件、道外15件、平成28年度は、道内130件、道外12件、平成29年度は、道内77件、道外3件、であります。

また、平成30年度以降については、地元企業への支援強化に重点を置いたことから、企業訪問につきましては、これまでの実績を踏まえ、好感触であった企業を絞り込み、トップセールスを軸に、実施したため、平成30年度は道外企業4件、令和元年度は道外企業3件となっております。

3 町有財産の管理について

町有財産は、近年公営住宅の除却工事の増加に伴い、今までの管理は、行政財産であったものが、普通財産に移行されたことにより、益々増加傾向にあること、特に今まで公営住宅用地として、使用されていた用地であり、市街地に位置している状況であります。

特に相生団地・東相生団地等は、除却後、年数の経過と共に雑草の草丈が高くなり、環境上さらには防犯上からも、適切な管理が必要と思われませんが、どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

町有財産の管理についてのご質問であります。

本町におきましては、昭和29年に発生した岩内大火により、その後に建設した町営住宅が多いといった地域事情を抱えておりますが、近年は当該住宅の老朽化が進み、町営住宅の建替えや人口減少などによる集約化により、計画的な町営住宅の除却工事を行っていることから、一定規模の町営住宅跡地が町の普通財産に移行されている状況にあります。

現在、町が保有する主な町営住宅跡地につきましては、大浜地区、栄地区、相生地区、宮園地区、野東地区など、町内各地に一団の土地が、4万平米以上あり、これらを含めた全ての普通財産の土地の状態を定期的に、かつ、完全に管理することは、町全体の予算や管理する職員数等との兼ね合いもあり、現実的には難しい実情があるものと考えております。

しかしながら、こうした町内に点在する一定規模の土地をはじめとした町有地の管理が疎かになり、放置される状況は避けなければならない、町といたしましても、町民の方々の生活環境や防犯上での影響が生じないよう、定期的に町有地の状態を確認するなど、近隣住民の方々へも十分配慮しながら、町有財産の適切な維持管理に努めてまいります。